

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 山 崎 達 也

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「法第三十三条の二」の下に「において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）第二百四十三条の二第二項」を加える。

第三十六条第三号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）」を「自治法」に改める。

第三百三十一条第二項を次のように改める。

2 固定資産の貸付けの期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条第一項の規定による土地の貸付け 五十年以上

二 借地借家法第二十三条第一項の規定による土地の貸付け 三十年以上
五十年未満

三 借地借家法第二十三条第二項の規定による土地の貸付け 十年以上 三
十年未満

四 前三号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付
け 十年以内

五 建物その他の物件の貸付け 五年以内

第八十四条第四項中「発注を行う本庁若しくは地域機関において、又は」
を削る。

第九十二条「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に
改める。

第九十三条第一項中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二
の八」に改める。

様式第二十六号（一）及び様式第二十六号（二）を次のように改める。

様式第26条(1)

徴収事務受託者証票

第 号

住 所
氏 名

上記の者は、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、埼玉県流域下水道事業の業務に係る公金のうちの徴収の事務を委託された者であることを証する。

年 月 日

埼玉県下水道事業管理者

印

(日本産業規格A列4)

様式第26条(2)

収納事務受託者証票

第 号

住 所
氏 名

上記の者は、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、埼玉県流域下水道事業の業務に係る公金のうちの収納の事務を委託された者であることを証する。

年 月 日

埼玉県下水道事業管理者

印

(日本産業規格A列4)

附 則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県流域下水道事業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。